

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和 7 年（2025 年）5 月 29 日（木）（第 1 日）

吹田市議会会議録 1 号

令和7年5月定例会

○ 議事日程

令和7年5月29日 午前10時開議

- 1 会期の決定について
- 2 議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 報告第5号 公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況について
 - 報告第6号 公益財団法人吹田市国際交流協会の経営状況について
 - 報告第7号 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の経営状況について
 - 報告第8号 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況について
- 3 報告第9号 公益財団法人千里リサイクルプラザの経営状況について
 - 報告第10号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
 - 報告第11号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
 - 報告第12号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
 - 報告第13号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
 - 報告第14号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
- 4 議案第53号 吹田市立吹田第三小学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 議案第54号 吹田市立吹田第六小学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 議案第55号 吹田市立第三中学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 議案第56号 吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）、吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事（建築工事）及び吹田市立豊津西中学校給食配膳室改修ほか工事請負契約の締結について
- 議案第57号 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造3期工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 議案第58号 吹田市立古江台中学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）請負契約の締結について
 - 議案第60号 本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
 - 議案第61号 本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について
 - 議案第62号 本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
 - 議案第65号 吹田市立古江台小学校給食調理室等厨房用備品購入契約の締結について
 - 議案第66号 吹田市立青山台小学校配膳室及び洗浄室厨房用備品購入契約の締結について
- 報告第15号 専決処分報告
 - 専決第1号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 吹田市職員の育児休業等に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の締結について
- 議案第52号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務委託契約の締結について

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

- 5 { 議案第59号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
議案第64号 吹田市資源循環エネルギーセンター1号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について
議案第67号 小・中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について
議案第68号 訴えの提起について
議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市	長	後藤圭二	副	市	長	春藤尚久																							
副	市	長	辰谷義明	危	機	管	理	監	岡田貴樹																				
総	務	部	長	山下栄治	行	政	経	営	部	長	今峰みちの																		
税	務	部	長	中村大介	市	民	部	長	大山達也																				
都	市	魅	力	部	長	脇寺一郎	児	童	部	長	道場久明																		
福	祉	部	長	梅森徳晃	健	康	医	療	部	長	岡松道哉																		
保	健	所	長	松林恵介	環	境	部	長	道澤宏行																				
都	市	計	画	部	長	清水康司	土	木	部	長	真壁賢治																		
下	水	道	部	長	愛甲栄作	会	計	管	理	者	伊藤さおり																		
消	防	長	山田武史	水	道	事	業	管	理	者	職務代理者																		
理	事	(子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ー	担	当)	北	澤	直	子	理	事	(公	共	施	設	整	備	担	当)	伊	藤	登
理	事	(地	域	整	備	担	当)	梶	崎	浩	明	教	育	長	大江慶博														
学	校	教	育	部	長	井田一雄	教	育	監	植田聡																			
地	域	教	育	部	長	二宮清之																							

○ 出席事務局職員

局	長	岡本太郎	参	事	守	田	祐	介
参	事	東貴一	主	幹	森	岡	伸	夫
主	幹	辻本征志	主	任	西	村	雄	貴
書	記	三枝暉秋						

（午前10時 開会）

○泉井智弘議長 ただいまから5月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

応招議員は34名、ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、

それにより御承知願います。

本定例会の会議録署名議員を私から指名いたします。

1番 益田議員、2番 梶川議員、4番 西岡議員、以上の議員をお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙、お手元に配付いたしてあります令和7年5月定例会の議事説明員座席表のとおり出席要請いたしますので、御承知願います。

議 事 説 明 員 座 席 表

令和7年5月定例会
（2025年）

							議 会 事 務 局							
							議 長							
							演 壇							
福祉部長 梅森 徳寛	理事(子育て支援センター) 担当 北澤 直子	児童部長 道場 久明	都市魅力部長 脇寺 一郎	市民部長 大山 達也	行政経営部長 今峰 みちの	総務部長 山下 栄治	学校教育部長 井田 一雄	教育監 植田 聡	地域教育部長 二宮 清之	土木部長 真壁 賢治	理事(地域整備担当) 梶崎 浩明	税務部長 中村 大介		
保健所長 松林 恵介	健康医療部長 岡松 道哉	消防長 山田 武史	危機管理監 岡田 貴樹	副市長 辰谷 義明	副市長 春藤 尚久	市長 後藤 圭二	教育長 大江 慶博	水道事業管理者職務代理者 水道部長 原田 有紀	下水道部長 愛甲 栄作	環境部長 道澤 宏行	都市計画部長 清水 康司	理事(公施設整備担当) 伊藤 登	会計管理者 伊藤 さおり	
議							席							

○泉井智弘議長 次に、去る5月20日に開催されました全国市議会議長会第101回定期総会におきまして、30年勤続議員として竹村議員が、10年勤続議員として五十川議員、澤田議員、白石議員、橋本議員、井口議員そして私がそれぞれ表彰を受けましたので、これにより伝達を行いたいと思います。

それでは、伝達を行います。

○岡本太郎事務局長 それでは、伝達を行います。

お名前を申し上げますので、演壇の右側までお進みください。

初めに、竹村議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
竹村博之殿

あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会
会長 丸子善弘

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、五十川議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
五十川有香殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会
会長 丸子善弘

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、澤田議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
澤田直己殿

以下同文です。

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、白石議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
白石 透殿

以下同文です。

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、橋本議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
橋本 潤殿

以下同文です。

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、井口議員。

○泉井智弘議長

表彰状

吹田市
井口直美殿

以下同文です。

(拍手)

○岡本太郎事務局長 続きまして、泉井議員。

○山根建人副議長

表彰状

吹田市
泉井智弘殿

以下同文でございます。

(拍手)

○泉井智弘議長 以上で表彰の伝達を終わります。

議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 おはようございます。5月定例会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は、今定例会に御参集を賜りありがとうございます。

初めに、この場をお借りいたしまして、全国市議会議長会永年勤続議員として30年表彰を受けられました竹村博之議員、同じく10年表彰を受けられました五十川有香議員、澤田直己議員、白石 透議員、橋本 潤議員、井口直美議員、泉井智弘議員に対しまして、お祝いを申し上げさせていただきます。

これまで吹田市議会議員として市政の発展に多大な御貢献を賜りましたことに改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。それとともに、今後ますますの御活躍を期待を申し上げます。

引き続き、市民生活及び行政運営にお力を賜りますようお願いを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

それでは、今議会において提案を予定しております

す案件について御説明いたします。

報告案件といたしまして、公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況についての報告等11件、条例案件といたしまして、退職料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定等2件、単行事件といたしまして、吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の締結等18件、予算案件といたしまして、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）等2件、以上のほかに追加予定案件といたしまして、人選案件で、7月1日付で辞任の申出がありました中川明仁固定資産評価員の後任につきましては、成案が得られましたら追加提案をさせていただきたく存じますので、よろしく願いをいたします。

以上が、今回提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○泉井智弘議長 これより議事に入ります。

○泉井智弘議長 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から7月2日までの35日間といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

○泉井智弘議長 次に、日程2 議案第6号を議題といたします。

本件につきましては、過般の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過般の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第6号に

ついて、審査をいたしました。経過並びに結果を報告いたします。

本案は、任期を定めて採用する職員の区分に、一般任期付職員を加えようとするものであります。

令和7年2月定例会の委員会において委員からは

1 一般任期付職員の採用を検討することになった経緯

2 常任職員に変わり、一般任期付職員の採用が増加することへの懸念

上の川周辺整備事業の推進のため、採用を予定している一般任期付職員について

1 大阪府退職予定者人材バンク制度を活用する理由

2 同制度ではなく、公募での採用を検討する必要性

などについて質問があり、その後、継続審査することに決定しました。

2月定例会閉会后、5月16日に開催した委員会において、委員からは

1 条例を拡大解釈しないよう作成した逐条解説をより精査する必要性

2 一般任期付職員の採用を予定する職種

3 一般任期付職員の採用に関する議会への報告の実施

4 特定職員を一般任期付職員として採用することの有無

5 一般任期付職員に係る人件費の予算提案時期一般任期付職員の採用を予定している上の川周辺整備事業について

1 業務推進に当たり、大阪府との合意形成が遅れている理由

2 大阪府の合意がない中で条例提案することの妥当性

3 一般任期付職員を採用しないと事業の推進が難しくなると見込まれる理由

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が1件、賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第6号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、について意見を述べます。

一般職の任期付職員の採用の目的は、上の川周辺整備事業に限定をしていますが、当該事業は現在おおむね順調に進捗しているものと認識しております。本市の土木職、建築職などの技術職は豊富な知識と経験を持ち、非常に優秀であると思います。上の川周辺整備事業については、1期目の工事も終盤に差しかかろうとしており、これまで以上に職員のスキルも上がっているはずで

す。もし、大阪府職員の知見や本市と大阪府との連携が今後の事業遂行に必要というのであれば、これまでどおり大阪府より定年前職員の派遣をもって対応すればよいと考えます。

上の川周辺整備事業の2期工事が今回の条例制定の立法事実と答弁されていますが、土木部の答弁からは、その2期工事については、現時点において大阪府からの事業合意すら得られていない状況にあるとのこと。大阪府の事業許可はもとより事業実施に向けた基本的な合意形成もなされていない現状であります。

また、採用を大阪府退職予定者人材バンクから人選するという手法も、副市長の答弁では上の川周辺整備事業の2期工事の暗渠化について、府の管理者はボックスにすることを首を縦に振っていないのが現状と答えられています。

これらの答弁を総合的に勘案すると、本条例改正によって河川管理において強い影響力を有するとされる大阪府の退職者を、言わば厚遇をもって本市の職員として採用することにより、大阪府の河川管理

者が上の川の暗渠化に許可を与えるということなのかと疑問を抱かざるを得ません。

条例は本来、市民生活の向上と市政の発展に資するために制定されるものであり、特定の団体や個人の利益を目的として制定されるものではありません。

大阪府退職予定者人材バンク制度は、透明性や公平性を確保した府退職職員の再就職を支援するための有益な制度です。先日の委員会での理事者答弁の内容からすると、大阪府退職予定者人材バンク制度の適正な活用をゆがめるものではないかと疑問に思います。

また、もし仮に本市職員が当該事業における技術的な知識や経験に乏しいとすれば、これまで職員の育成をしっかりと務めてこなかったことに起因するものです。

よって、本市職員の育成に努めること、本市職員の能力を十分に発揮できる職場環境を築くことを求めるとともに本条例案に反対することを意見とします。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、意見を申し述べます。

本条例案は、上の川周辺整備事業だけのために大阪府の退職者を採用したい。その理由は、大阪府との調整ができる大阪府職員として培った知識と経験を持つ人材がこの上の川周辺整備のカルバート工事に、この事業に必要なだからといったことであり、そのための本条例案は、さきの定例会で提案され、継続審査するとなっていた条例案ですが、この条例案を継続審査することを議会で決定したのは3月24日でしたが、私が4月3日の早朝に豊津駅前の工事現場を見に行ったときには、カルバート工事も完了してアスファルト舗装も終わっていましたので、もうできてるやんと思ったのがそのときの私の率直な思いではありますが、その後南千里庁舎に出向き担当者さんとお会いして進捗状況や今後の工事を予定している範囲なども確認させていただきましたところ、既に半分以上の工事が終わっていて、最も困難な難

所であったと言える箇所の工事も完了して、今はその上を車が走っていますし、今後の予定範囲についても見に行きましたが、既に工事が終わっている範囲よりも難易度は低く、これまでに水路の暗渠化などの整備を市内の随所で多数行ってきた、それで得てきた知識や経験、培ってきた技術があればできる工事だろうなどと思いましたが、これらの確認をさせていただいて、その上で疑問や釈然としない点などについて以下、申し述べます。

この上の川周辺整備事業の工事範囲は、大阪府道吹田箕面線沿いであり、歩道や安全な歩行空間がないことから必要な整備事業であることは理解いたしますが、大阪府道吹田箕面線に歩道や安全な歩行空間がないからそれを吹田市が主体となって工事を行うというのは、筋が違うのではないのでしょうか。

もちろん、吹田市も市民の皆様の安全確保のために最大限の尽力をすべきではありますが、大阪府道の歩道や歩行者空間の整備を行うと言える事業ですので、大阪府が主体となって行うべき仕事だと思います。

加えて申し上げれば、上の川の管理責任者は大阪府知事です。

なお、今後に予定している工事範囲については、大阪府の事業許可や事業合意が得られていないと聞き及んでおりますが、ならばなおさらのこと、大阪府が主体となって行うのが本筋の事業だと思います。

それと、大阪府ではこの事業はできない。やらない。しないという確固たる理由が見当たらないのですが、大阪府がどうしてもしてくださらないというのであれば、吹田市が行うというのはやむなしではありますが、だからといって、どうしてこの条例を制定しなければならないのか。大阪府の退職者の方を吹田市で採用しなければならないのかがいまだ釈然といたしません。

委員会の質疑の中では、大阪府との調整ができる人材が必要だといった御発言もあったと記憶しておりますが、大阪府との調整が毎日のように頻繁にあるわけでもないと思いますので、現在のように大阪府から派遣されてきてくださっている職員さんや大阪府の土木部や都市整備部の要職を歴任されてこら

れた経歴をお持ちの辰谷副市長もいてくださっておりますので、この件のみならず今後も引き続き大阪府との調整のお役目を頑張ってくださいますよう心からお願い申し上げ、本議案に反対の意見といたします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程3 報告第5号から報告第14号までを一括議題といたします。

まず、報告第5号から報告第9号までにつきましては、理事者から議案書のとおり文書をもって報告がありましたので、それにより御承知願います。

次に、報告第10号から報告第14号までについて、理事者の報告を求めます。総務部長。

（総務部長登壇）

○山下栄治総務部長 御上程いただきました報告第10号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書の197ページをお願いいたします。

専決処分年月日は本年5月13日、損害賠償額は4万2,924円でございます。

事故の概要でございますが、本年2月9日、午後5時30分頃、吹田市役所本庁舎の敷地内の通路におきまして、相手方個人がアスファルトに生じた段差につまずいて転倒し、同人が負傷され、着用していた眼鏡等が損傷したものでございます。

なお、本件事故によります損害賠償金につきましては、賠償責任保険から免責額2,000円を除いた額が給付されるものでございます。

事故の原因となりましたアスファルトの段差につきましては、既に補修を実施しておりますが、今後

もより一層本庁舎施設の管理に注意を払い、同様の事故のないように努めてまいりますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました報告第11号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御説明を申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書の199ページをお願いいたします。

専決処分の年月日は本年4月7日、損害賠償額は24万7,148円でございます。

事故の概要でございますが、昨年12月31日午前9時20分頃、休日急病診療所におきまして、看護師が換気のため同診療所北側駐車場に面する診察室の窓を開けましたところ、網戸が外れ、同駐車場に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、医師賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

再発防止策といたしまして、全ての網戸の状態を確認し、必要性が低くかつ危険性のあるものについては撤去を行いました。

また、今後につきましては、定期的に設置点検を行うこととし、より一層施設の安全性に細心の注意を払ってまいりますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 消防長。

（消防長登壇）

○山田武史消防長 御上程いただきました報告第12号から第14号までの損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして、一括して御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきましては、誠に申し訳なく存じます。

議案書の201ページをお願いいたします。

まず、報告第12号につきましては、専決処分量月日は本年4月9日、損害賠償額は44万8,800円、賠償の相手方は大阪市城東区森之宮2丁目4番43号の

日本赤十字社大阪府赤十字血液センターでございます。

事故の概要でございますが、昨年11月29日午前11時18分頃、吹田市民病院の救急搬送入り口前の通路におきまして、南消防署職員が救急車から降りるため助手席のドアを開けましたところ、左後方から走行してきました相手方法人所有の献血運搬車に接触し、同車が損傷したものでございます。

議案書の203ページをお願いいたします。

報告第13号につきましては、専決処分量月日は本年4月30日、損害賠償額は21万4,500円でございます。

事故の概要でございますが、本年2月23日午前10時35分頃、南消防署職員運転の小型タンク車が、吹田第二小学校北西側の吹田市泉町4丁目32番先の市道におきまして、対向車を避けるため相手方個人所有の家屋側に寄って停車し、同車の通過後に道路中央に戻ろうとしましたところ、小型タンク車の左後部側面が同家屋の玄関のひさしに接触し、これが損傷したものでございます。

議案書の205ページをお願いいたします。

報告第14号につきましては、専決処分量月日は本年5月16日、損害賠償額は8万9,100円でございます。

事故の概要でございますが、本年4月23日午後4時44分頃、吹田市豊津町の相手方個人所有の賃貸マンションに安否確認の要請を受けて出動した西消防署職員がベランダから確認対象者の住戸に進入しようとしたところ、住戸の位置を誤認し、隣の住戸のベランダの窓ガラスを損壊したものでございます。

なお、これら3件の事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済及び一般財団法人全国消防協会消防業務賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

公用車における車両運行につきましては、万全を期すよう常々指導しているところでございますが、事故後、安全運転に関する教養を実施するなど、改めて車両安全運行及び安全管理の徹底を図るよう職

員に注意喚起を行いました。

また、安否確認中の事故につきましては、職場会議にて事故の内容を検証し、二度と同じような事故が起こらないよう職員に注意喚起を行いました。

今後とも、車両運行及び業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程4 議案第53号から議案第58号まで、議案第60号から議案第62号まで、議案第65号及び議案第66号を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。学校教育部長。

(学校教育部長登壇)

○井田一雄学校教育部長 御上程いただきました議案第53号から議案第58号及び議案第65号、議案第66号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

議案第53号から議案第58号につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る5月8日に請負事業者が、また、議案第65号及び議案第66号につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る4月30日に納入者が決定いたしましたことから、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。それぞれの予算につきましては、さきの2月定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の219、220ページをお願いいたします。

議案第53号 吹田市立吹田第三小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月28日の予定で、請負金額は1億7,479万5,500円、請負者は三栄建設株式会社でございます。

続きまして、議案書の221、222ページをお願いいたします。

議案第54号 吹田市立吹田第六小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修

の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月28日の予定で、請負金額は1億3,986万6,100円、請負者は株式会社コウシン建設でございます。

続きまして、議案書の223、224ページをお願いいたします。

議案第55号 吹田市立第三中学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月21日の予定で、請負金額は1億8,977万6,400円、請負者は株式会社倉岡工務店でございます。

続きまして、議案書の225ページから227ページをお願いいたします。

議案第56号 吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造2期工事、同校昇降機設置工事の建築工事及び同校給食配膳室改修ほか工事につきましては、校舎の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、エレベーター設置及び給食配膳室改修等の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、大規模改造工事及び給食配膳室改修ほか工事につきましては、本定例会議決後から本年11月28日、昇降機設置工事につきましては、本定例会議決後から令和8年3月13日の予定で、請負金額は3億62万6,700円、請負者は吹田土木興業株式会社でございます。

続きまして、議案書の229、230ページをお願いいたします。

議案第57号 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造3期工事の建築工事につきましては、校舎の防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月21日の予定で、請負金額は1億7,444万1,300円、請負者は有限会社カネキ建設でございます。

続きまして、議案書の231、232ページをお願いいたします。

議案第58号 吹田市立古江台中学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の防水

改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月28日の予定で、請負金額は2億3,061万600円、請負者は株式会社M'sクリエイティブでございます。

続きまして、議案書の245ページをお願いいたします。

議案第65号 吹田市立古江台小学校給食調理室等厨房用備品購入契約につきましては、給食調理室等の改修工事に伴い、給食調理室の厨房備品としてガス回転釜、食器消毒保管機、ガス式立体炊飯器、食器・食缶洗浄機、フードスライサー、冷凍庫などを整備するものでございます。

納期は、本定例会議決後に着手し、洗浄室分は本年8月19日、調理室分は本年9月19日の予定で、契約金額は5,720万円、納入者はACE厨設株式会社でございます。

続きまして、議案書の247ページをお願いいたします。

議案第66号 吹田市立青山台小学校配膳室及び洗浄室厨房用備品購入契約につきましては、配膳室及び洗浄室等の改修工事に伴い、厨房備品として牛乳保冷庫、3槽シンク、移動シンク、食器・食缶洗浄機、食器消毒保管機などを整備するものでございます。

納期は、本定例会議決後に着手し、配膳室分は本年9月19日、洗浄室分は本年12月26日の予定で、契約金額は1,870万円、納入者は三和厨房株式会社でございます。

以上8件の参考資料といたしまして、議案参考資料の29ページから75ページに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を、103ページから110ページに備品購入概要、営業の沿革、納入実績書、貸借対照表、損益計算書を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 総務部長。

(総務部長登壇)

○山下栄治総務部長 御上程いただきました議案第60号から議案第62号までにつきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

議案第60号から議案第62号は、令和5年2月定例会において御可決賜りました本庁舎改修工事の建築工事、電気設備工事及び機械整備工事それぞれの請負契約における請負金額を変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和7年2月17日付、国土交通省の賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用についての通知の趣旨に沿い、各工事の受注者から請負金額の変更の請求がありましたため、それぞれ請負金額を変更するものでございます。

まず、議案第60号の本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書235ページをお願いいたします。

本工事の請負金額を15億95万9,900円から15億586万5,900円に変更するものでございます。

次に、議案第61号の本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書の237ページをお願いいたします。

本工事の請負金額を3億6,177万7,900円から3億6,228万3,900円に変更するものでございます。

次に、議案第62号の本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書の239ページをお願いいたします。

本工事の請負金額を7億5,470万1,200円から7億5,857万3,200円に変更するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の89ページから93ページに概要をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第60号から議案第62号の提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第53号から議案第58号まで、議案第60号から議案第62号まで、議案第65号及び議案第66号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第58号まで、議案第60号から議案第62号まで、議案第65号及び議案第66号は可決されました。



○**泉井智弘議長** 次に、日程5 報告第15号、議案第49号から議案第52号まで、議案第59号、議案第63号、議案第64号及び議案第67号から議案第70号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。税務部長。

（税務部長登壇）

○**中村大介税務部長** 御上程いただきました報告第15号 専決第1号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につきまして、その理由及び内容を御報告申し上げます。

議案書の207ページをお願いいたします。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、法の改正内容のうち、本年4月1日から施行される部分につきまして、直ちに市税条例を改正する必要が生じましたが、議会で御審議いただく時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、5ページの新・旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第37条第1項第1号のウにつきましては、原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の車両区分に、2輪で総排気量が0.125ℓ以下かつ最高出力が4.0kW以下のものを加え、その税率を年額2,000円と定めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、208ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

以上が、条例改正の理由及び内容でございます。

参考といたしまして、議案参考資料の7ページに本条例改正の概要をお示しいたしておりますので、御参照の上、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○**泉井智弘議長** 総務部長。

（総務部長登壇）

○**山下栄治総務部長** 御上程いただきました議案第49号及び議案第50号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第49号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書211ページをお願いいたします。

本案は、恩給法による恩給改定率の改正等に関する政令の改正内容に準じ、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額等を増額しようとするものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料9ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係、退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例、附則第3条の改正につきましては、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額を増額するものでございます。

10ページに参りまして、第2条関係、吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例、附則第5条の改

正につきましては、遺族扶助料の寡婦加算額を増額するものでございます。

議案書211ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、212ページの第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2項は、本年4月1日から適用することを定めるものでございます。第3項は、内払いについて定めるものでございます。

なお、議案参考資料の11ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第50号 吹田市職員の育児休業等に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書213ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を行うものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料13ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係、吹田市職員の育児休業等に関する条例の改正内容でございますが、第13条の改正につきましては、部分休業を請求できる非常勤職員の要件について、1日の所定の勤務時間が規則で定める時間以上であることとする要件を廃止するものでございます。

第14条第1項の改正につきましては、1日につき2時間を超えない範囲内で請求する第1号部分休業を取得できる時間帯について、勤務時間の始めまたは終わりに限るとする要件を廃止するものでございます。

改正案第14条の2につきましては、1の年度につき条例で定める範囲内で請求する第2号部分休業を承認する時間の単位について、原則として1時間と定めるものでございます。

14ページの改正案、第14条の3につきましては、請求する部分休業の種類を申し出る期間を、第14条の4につきましては、1の年度に請求できる第2号

部分休業の時間を、第14条の5につきましては、年度の中途において部分休業の種類を変更できる特別の事情をそれぞれ定めるものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

次に、15ページの第2条関係、吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の改正につきましては、第2号部分休業が新たに設けられることに伴う所要の規定整備でございます。

議案書214ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1項は、この条例は、本年10月1日から施行することを定めるものでございます。第2項は、令和7年度に請求できる第2号部分休業の時間数につきまして、必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、議案参考資料の17ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第49号及び議案第50号の提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 消防長。

（消防長登壇）

○山田武史消防長 御上程いただきました議案第51号及び議案第52号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第51号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事の請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

議案書の215ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、吹田市中消防庁舎の解体撤去工事につきまして、請負者と契約を締結しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和8年10月30日の予定で、請負金額は2億4,654万800円、請負者は吹田土木興業株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の19ページから24ページに請負者の営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表、損益計算書のほか現況配置図等をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第52号 吹田市・箕面市デジタル無線更新業務の委託契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

議案書の217ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、吹田市と箕面市の老朽化した消防救急デジタル無線の更新につきまして、受託者と契約を締結しようとするものでございます。

委託期間は、本定例会議決後から令和8年3月31日の予定で、委託金額は8億9,269万7,443円、受託者は協和テクノロジーズ株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の25ページから28ページに更新する無線機の内訳、受託者の営業の沿革、貸借対照表、損益計算書、業務経歴書をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第51号及び議案第52号の提案理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

(地域教育部長登壇)

○二宮清之地域教育部長 御上程いただきました議案第59号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の締結について、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

なお、この議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決を賜ったものでございます。

議案書233ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、制限付一般競争入札を実施いたしましたところ、本年5月8日に請負者が決定いたしましたので、本請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、吹一地区における地

区公民館及び高齢者いこいの間を、木造一部鉄骨造、地上2階、延床面積500㎡の複合施設として建設するものでございます。

工事内容といたしましては、当該複合施設の新築工事、昇降機設備工事、外構工事でございます。

工事場所は、吹田市内本町2丁目2905番1でございます。工期につきましては、本定例会議決後から令和8年7月31日までを予定しております。請負金額は2億5,015万3,200円、請負者はカネイチ株式会社でございます。

なお、議案参考資料77ページから87ページに工事の概要、請負者に関する営業の沿革、工事経歴書、財務諸表のほか図面などをお示しいたしております。これらを御参照の上、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

(学校教育部長登壇)

○井田一雄学校教育部長 御上程いただきました議案第63号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の241ページをお願いいたします。

本議案は、令和5年11月定例会で御可決賜りました事業契約につきまして、市立山田第五小学校が令和7年3月31日をもって廃止されたことに伴い、履行場所の小学校数を変更するとともに、当該施設分の設計、施工等及び維持管理のサービス対価を減額するものでございます。

また、事業契約におきまして、賃金水準または物価水準の変動により設計、施工等のサービス対価が不相当となったと市または事業会社が認めたときは各工期に1回、変動前工事代金額の1,000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第4期工事における設計、施工等のサービス対価のうち施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金額と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1,000分の15を超えて増加したため、設計、施工等のサービス対価の変更に応じ、併せて契約金額の改

定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、設計、施工等のサービス対価が変更前の42億7,296万2,078円から、変更後は43億3,694万4,513円、維持管理のサービス対価が変更前の6億1,645万4,344円から、変更後は6億643万7,524円となりますことから、契約金額につきまして、変更前の48億8,941万6,422円から、変更後は49億4,338万2,037円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料の95ページに本議案に係る資料といたしまして、概要等をお示しいたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 環境部長。

（環境部長登壇）

○道澤宏行環境部長 御上程いただきました議案第64号 吹田市資源循環エネルギーセンター1号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

なお、本議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決を賜ったものでございます。

議案書の243ページを御覧ください。

吹田市資源循環エネルギーセンター灰溶融炉の耐火物は、焼却灰を溶かすために必要となる約1,300度の高温にも耐え得る特殊材料を使用して製造されるものであり、本市施設の構造に合わせて設計されるものでございます。

本件は、本年4月25日に予定価格の範囲内での交渉が成立いたしましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約の締結を行おうとするものでございます。

購入概要につきましては、定型耐火物である耐火れんがと不定型耐火物及びその他取付部材を併せて購入するものでございます。

納入場所は吹田市資源循環エネルギーセンターで、納期は、本市議会での御議決後から令和8年（2026年）1月30日まででございます。

契約金額は9,801万円で、納入者は大同環境エンジニアリング株式会社東京支店でございます。

なお、議案参考資料の97ページから101ページに

購入概要、購入業者の営業の沿革、納入実績書、貸借対照表及び損益計算書を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審査いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 教育監。

（教育監登壇）

○植田 聡教育監 御上程いただきました議案第67号 小・中学校用G I G A端末 i P a d購入契約の締結につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会による一般競争入札の実施により、本年4月28日に納入業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

なお、この議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

議案書の249ページを御覧いただきますようお願いいたします。

契約の内容につきましては、令和2年度より実施していますG I G Aスクール構想として使用している児童・生徒用の更新用端末として、小学校4,218台、中学校9,721台、合計1万3,939台を購入するものでございます。

納期は、本定例会議決後から本年11月30日までの予定で、契約金額は7億4,771万6,343円、納入者は令和7年度大阪府G I G Aスクール共同企業体で、代表構成員は日本電通株式会社、本市納品担当は、構成員である株式会社内田洋行大阪支店でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の111ページから119ページに購入概要、営業の沿革、納入実績書、貸借対照表、損益計算書、委任状を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました議案第68号及び議案第70号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第68号 訴えの提起につきまして、御説明申し上げます。

議案書の251ページをお願いいたします。

本案は、吹田市内において指定認知症対応型共同生活介護事業所を運営する相手方法人が、介護給付費の過大請求を行っていたことにより生じた不当利得の返還を求める訴えを、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得て提起しようとするものでございます。

訴えの相手方でございますが、吹田市寿町2丁目15番1号の株式会社Y o u Iでございます。

次に、請求の趣旨でございますが、相手方は、本市に対し、4,967万2,143円及びこれに対する本年1月25日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え、訴訟費用は相手方の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求めるものでございます。

次に、訴訟の処理方針でございますが、第一審または第二審の判決の結果、必要がある場合は上訴することなどでございます。

本件の事案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げます。

議案参考資料の121ページをお願いいたします。

事案の経緯でございますが、平成25年（2013年）6月以降、相手方が運営する施設においては、必要な計画作成担当者の配置がなされておらず人員基準を満たしていないことから、介護給付費の減算が必要な状態でしたが、相手方は、減算を行わずに、介護給付費の請求を行い、その支払いを受けておりました。

平成29年（2017年）2月にこの事実が判明し、同年3月に、新たに計画作成担当者が配置されたことから、本市は、介護給付費の減算期間を平成25年8月から平成29年3月までとし、この間の介護給付費の過払い金について相手方に対し返還を求めました。

返還方法につきましては、相手方が、大阪府国民健康保険団体連合会に対し誤った請求の取下げと適正な再請求を行い、その結果生じる差額を相手方が支払いを受ける他の介護給付費から減算する、いわゆる過誤調整により分割で行うこととなりました。

122ページをお願いいたします。

平成29年7月から返還が続けられていましたが、昨年4月以降、返還が行われなくなり、6月、相手方から、過払い金の残額の全額を支払う義務はなく、一部であれば支払う気持ちがあるとの意向が本市に伝えられました。

本市として、過払い金の減額には応じられないことから、相手方に対し、9月30日に、過払い金の残額の一括返還を求める通知書を送付し、11月6日には督促状を送付いたしましたが、支払いはございませんでした。本年1月10日、本市は支払い期限を同月24日までと定めた催告書を相手方に送付いたしましたが、同日までに支払いはなく、現在に至るまで支払いはございません。

次に、返還請求額4,967万2,143円についてでございますが、こちらは、過払い金の総額5,776万5,377円から返還済額809万3,234円を差し引いた残額でございます。

121ページにお戻りいただきたいと存じます。

最後に、本市が訴訟を提起いたします理由でございますが、昨年4月以降、相手方から返還が行われず、本市からの再三にわたる請求にもかかわらず、相手方がこれに応じないことから、その支払いを求める訴訟を提起するものでございます。

続きまして、議案第70号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書279ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は255万3,000円を追加し、補正後の総額を343億4,029万1,000円とするものでございます。

281ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で255万3,000円の追加は、先ほどの議案第68号で御説明申し上げました介護給付費の返還請求訴訟に必要な弁護士報酬及び手数料でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で255万3,000円の追加は、一般会計からの繰入金でございます。

以上が、議案第68号及び議案第70号の提案の理由

及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第69号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書253ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は5億2,519万2,000円を追加し、補正後の総額を1,809億7,002万4,000円とするものでございます。

255ページ歳出の表をお願いいたします。

第1款、第1項 議会費で1,231万4,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、議会事務局条例の改正に伴う職員の増員に係る人件費、2点目は、給与等条例改正の修正案可決に伴い、当初予算において増額計上していた議員報酬等を据え置くことに伴う減額でございます。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費で55万9,000円を減額いたしております。

内容の1点目は、給与等条例改正の修正案可決に伴い、当初予算において増額計上していた市長給与等を据え置くことに伴う減額、2点目は、恩給年額改定に伴う退職料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の改正による遺族扶助料の追加でございます。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で2,929万1,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、中国残留邦人に係る生活支援給付基準の見直しに伴うシステム改修費用、2点目は、介護保険特別会計の歳出の追加に伴う一般会計からの繰出金の追加、3点目は、国の補助基準額の改定に伴う障害者福祉施設等整備補助金の追加でございます。

次に、第2項 児童福祉費で118万8,000円の追加は、南千里庁舎事務所棟跡地における保育事業者への貸付用地の分筆に係る地積測量図作成費用でございます。

次に、第3項 生活保護費で331万8,000円の追加は、生活扶助基準の見直し等に伴うシステム改修費用でございます。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で4億7,964万円を追加いたしております。

内容の1点目は、公害患者に対する新型コロナウイルスワクチンの接種に係る自己負担額の助成、2点目は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る費用、3点目は、HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置に係る費用でございます。

次に、第10款 教育費、第2項 小学校費及び第3項中学校費は、当初予算で計上した児童・生徒用一人一台端末の更新費用の財源として、今年度新たに設けられた地方債を活用するため、歳入予算を計上し、財源更正を行うものでございます。

次に、254ページの歳入の表をお願いいたします。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で1,992万3,000円の追加は、民生費国庫補助金で中国残留邦人地域生活支援事業費補助金、生活困窮者自立支援事業費補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で2億2,806万2,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入で5,300万7,000円の追加は、予防接種費負担金及び公害保健福祉事業費負担金でございます。

第20款、第1項 市債で2億2,420万円の追加は、教育債で、小・中学校情報機器整備事業債でございます。

次に、256ページ、257ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、追加といたしまして、小・中学校情報機器整備事業につきまして、お示しのとおり追加するものでございます。

議案第69号の説明は以上でございます。

なお、お手元の議案参考資料123ページから131ページに資料をお示しいたしております。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

質問は後日に受けることにいたします。

○**泉井智弘議長** 次に、大阪府都市ポートレース企業
団議会、淀川右岸水防事務組合議会、大阪府後期高
齢者医療広域連合議会及び大阪広域水道企業団議会
の活動状況につきましては、それぞれ選出議員から
議長宛てに文書をもって報告があり、その写しをク
ラウド上などに掲載してありますので、それにより
御承知願います。

○**泉井智弘議長** 以上で本日の会議を閉じたいと存じ
ます。

次の会議は6月5日（木曜日）午前10時に開会
いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時25分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	泉井智弘	
吹田市議会議員	益田洋平	
吹田市議会議員	梶川文代	
吹田市議会議員	西岡友和	